

第2回与謝野町庁舎統合検討委員会 会議記録

■日 時	平成24年2月23日（木曜）午後1時30分～午後4時25分				
■場 所	元気館 農事研修室（与謝野町字加悦433番地）				
■委員	出席	◎村山和生 委員	○足立経彦 委員	○青木順一 委員	畑 政美 委員
		伊達善弘 委員	小長谷啓介 委員	北風雅雄 委員	藤田憲一 委員
		上山光正 委員	宮崎博和 委員	山城甲太郎 委員	小西順子 委員
		糸井英佐子 委員	江原 喬 委員	山中照行 委員	松尾豊子 委員
		江原義典 委員			
	欠席	川勝原一郎 委員	小長谷泰志 委員		
■町 出 席	堀口卓也 副町長				
■事 務 局 (企画財政課)	浪江 学 課長		小池大介 補佐	谷口義明 補佐	和田直樹 係長
	小谷貴儀 主任		渡邊稔之 主査		
■傍 聴	15名				

注) ◎は委員長、○は副委員長。

会議の要点

■報告事項

- ・事務局から、前回会議録のまとめ方と公開の方法について資料のとおりでよいか確認、前回の協議を受け次のとおり本委員会設置要綱の一部改正を行ったこと等の確認を行いました。

- 副委員長を1名から2名とする改正

- 会議の議決を過半数から3分の2以上とする改正

- ・また、前回の諮問趣旨説明の一部(②の部分)を次のとおり訂正することを確認しました。

- 変更前：「②町長の公的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。」

- 変更後：「②町長の私的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。」

- 理 由：町の附属機関として条例によって恒久的に設置される公的諮問機関ではなく、臨時的に要綱によって設置する私的諮問機関にあたり、私人として意見を述べる場であるため。

■議事

- ・委員から、本日の議事に入る前に第1回会議の資料として示されている町の家（たたき台）に対する質疑をしたい旨の発言があったが、他の委員からの意見も踏まえ、次回以降の会議で行うものとして、本日は予定どおりの議事を進めることとなりました。

(1) 普通交付税・財政見直しについて

- ・事務局から資料に基づき説明し、委員からは主に以下のような質疑がありました。
 - 基金残高についての説明がもう少しほしい。
 - 財政見直しはあくまで平成23年度を基準にしているのか。
 - 人口が減ると収入も減るといふことでよいか。
 - 歳出額が年度の推移を見ても変わっていないが、人件費の考え方はどうなっているのか。

(2) 合併特例債について（辺地債を含む）

- ・事務局から資料に基づき説明し、委員からは主に以下のような質疑がありました。
 - 合併特例債は事業費の95%の中の70%が交付税算入でよいか。
 - 地方債を引き受ける機関はどこか。
 - 償還期間と据置期間はどうか。
 - 利子についても交付税算入されるのか。
 - 償還する年度にその額に応じて交付税算入されるということよいか。
 - 現在の借入利率はどの程度か。
 - 合併特例債の基金分はソフト事業にしか使えないということよいか。
 - 辺地債について、辺地度点数が100点を下回ると借入れできないのか。また、現在11地域が指定されているが、もし加悦庁舎に本庁舎が移った場合、辺地指定から外れる地域があるのか。
 - 辺地指定からはずれる地域の事業要望はあるのか。発行見込額はどうか。
 - 合併後の辺地債発行額8億円の内、指定から外れる3地域はどれくらい発行しているか。
 - 合併特例債の発行期限が5年間延長されるようであり、庁舎問題も年数をかけて検討すればよいのではないか。
 - 合併特例債が延長されても交付税の一本算定年度は変わらないのか。
 - 合併特例債の発行期限が平成27年度とあるが、どの時点で発行ができなくなるのか。

(3) その他

- ・委員から次の意見が出されました。
 - 住民と職員に対し、総合庁舎、分庁舎のメリット、デメリットを聞くアンケートを実施してはどうか。合併特例債の期限が延長になるかもしれないので、職員数のシミュレーションはもっと長期にわたるものが示せないか。
- ・事務局から、以下のように回答しました。
 - 直接的な住民・職員へのアンケート実施は結果の数字が先行してしまうので、この委員会の趣旨である大所高所からの意見によって議論していただくということに少なからず影響を与えることが懸念され、慎重に考えるべきで、もう少し議論を深めていただきたい。職員数のシミュレーションについては概ね10年間を目途に示せるよう検討に入る。(委員了解)

1. 開会（午後1時30分）

○事務局 ただ今から第2回与謝野町統合検討委員会を開催します。委員の皆様には大変寒い中ご出席を賜りましてありがとうございます。欠席の報告を受けていますので申し上げます。2号委員の川勝原一郎委員さんについては体調不良により止むを得ず本日欠席の旨の連絡をいただいています。それから、同じく2号委員の小長谷泰志委員さんにつきましてもどうしても都合がつかない公務のため欠席の旨の連絡をお聞きしています。

また、前回ご欠席でした2名の委員さんのご紹介をさせていただきます。山中照行委員さんです。同じく松尾豊子委員さんです。※それぞれ起立され会釈される。

また、今日も町の広報係と、町議会の広報特別委員会からも広報として、それぞれ写真を撮影させていただきますのでご了解をお願いします。

また、湯茶についても大変恐縮ですが入り口付近に準備していますので、セルフにてご利用いただきますようお願いいたします。

それでは、委員長のあいさつにより始めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2. 委員長あいさつ

○委員長 皆さん大変お寒い中、また大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、私自身も含め大変申し訳なく思っていますが、今日は宮津・与謝地方の公民館「館長主事会議」が伊根町で行われておりまして、うっかりしており、私も含めて、それに出席しなければならない委員さんには大変ご迷惑をおかけしておりお断りを申し上げます。

先日は初回の事で、いろいろとご意見もたくさん出てまいりました。その中で本日は要請のあった資料、その他について説明を受け、以後協議に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の予定ですが、お手元に次第をお配りしておりますのでご覧ください。この後、事務局から次第の3番、報告事項を何点か、させていただきます、その後、議事に入らせていただきます。議事につきましては委員長の進行により進めていただきたいと思いますと考えています。ひとつは「普通交付税・財政見直しについて」という議題と「合併特例債について」という議題を事務局からご説明させていただいて、その後、質疑をお受けさせていただくという事で進めていただければと思います。それでは3番の報告事項に入らせていただきます。

3. 報告事項

○事務局 お手元の資料をご覧ください。「第1回与謝野町庁舎統合検討委員会の結果について（速報）」ということで示させていただきます。これについては、第1回の会議の概略をすぐに作成し、会議の翌日でしたかホームページに掲載し公開させていただいたものです。

それから、その次にありますのが「第1回庁舎検討委員会会議記録」でございます。これにつきましては、23頁にわたりまとめさせていただいたものです。この会議記録は事務局でまとめ、現在町のホームページに掲載し、それから各3つの庁舎の窓口となる地域振興課でご覧いただけるように公開しています。この会議記録を見ていただきましたら、前回の会議でご確認をいただいているとおり、委員名については公開しないという事で、委員さんのご発言の所は委員とし、それから町の方も町長

とか、事務局として表記しています。委員さんの氏名については基本的には公開しないという事で、そのようにしていますが、正副委員長の選出のあたりについては、一部個人名を掲載させていただく方が良く判断しているところは個人名を掲載しています。また、ごあいさつ等をいただいたところは個人名を掲載しているところもあります。それ以外は委員という事で取りまとめをしています。また、事務的な部分につきましてはカットをしています。委員さんのご発言等についてはほぼカットせずに、そのままリアルに表現させていただいていますことご了解をお願いします。

検討委員会の会議記録を作成したのは今回が初めてなので、作り方についてもご意見がありましたら改善をしていきたいと思っておりますので後ほどお願いします。

その次の資料をご覧ください。「与謝野町庁舎統合検討委員会設置要綱」をつけさせていただいています。前回の会議の決定を受けまして一部改正をしています。改正をしている内容は第5条及び6条の部分でございます。1枚めくると新旧対照表があるのでご覧ください。第5条委員長及び副委員長の選出の方法でございます。当初は「委員長及び副委員長を各1名を置く。」としていましたが、これを「委員長1名及び副委員長2名を置く。」に改正させていただきました。それから第6条、会議をうたっています。その3項ですが、「会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。」というふうにしていましたが、決めていただいたとおり、「会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数でこれを決議する。」に改正をさせていただいているのでご確認をお願いします。

それから、その次のページです。委員名簿を改めて添付させていただいています。岩滝地域の委員さんの一部で地区名に誤りがありまして、大変失礼がありました。地区名を誤っていたところを訂正し、正しい委員名簿をお配りさせていただきました。お詫び申しあげまして差し替えをお願いします。

その次に、1頁から7頁まで本日の議事資料を添付させていただいています。これについては後ほどの説明資料とさせていただきます。

最後に、一番うしろのページをご覧ください。前回資料の訂正事項についてです。前回の第1回会議におきまして「与謝野町庁舎統合の検討について」の諮問を行いまして、その趣旨説明をいたしました。前回資料の2頁の所に趣旨説明を添付しておりますが、その文中、②のところ「町長の公的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。」としていたところを、次のように訂正をお願いします。②として「町長の私的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。」、この様にご訂正を賜りたいと考えています。その下にその理由を掲載させていただいています。

(訂正事項の理由を読み上げる)

要は公的諮問機関という解釈を誤っておりまして、ある方からご指摘を受けて調べた所、今回の庁舎統合検討委員会につきましては、私的諮問機関にあたるという事でございますのでご訂正をお願いします。従いまして、この理由にあるように、委員それぞれに役職をお持ちで経験の深い方に出席をいただいておりますが、そういった経験を生かしていただいて、私人としてこの場でいろいろとご意見を出してご議論を深めていただくという趣旨でございますのでこの様に訂正をお願いします。以上、たくさん申しあげましたが報告事項とさせていただきます。議事に入らせていただくまえにご質問がありましたらお願いします。

○委員 今お聞きしていると、この後すぐに議事に入られるようですが、今日の次第を見ていると、

普通交付税とか、財政見通しとか、がされるようだが、私は先の第1回にも申し上げたが、当日に資料を配布いただいても中々検討ができないということで、帰って検討をしてきています。従いまして、先ずこの2回目の議事に入る前に、1回目の審議がお願いしたいと思うがいかがか。

○委員長 1回目の審議とはどういう意味か。

○委員 第1回目の、つまり「1月31日」状態に戻してもらいたいと考えている。

○委員 □△委員の言われました、1回目の審議の経過というか、その辺を審議しろということだが、1回目の部分については十分審議をした中で2回目になったと思うが、どの部分なのか。検討されてきているという事なので、どの部分、こういう形の物、と言っていたかないと前に進まない。

○委員 経過説明の町の案、たたき台の所です。役場庁舎の統合について1番目の趣旨コンセプトについてから、ずっと入っていきたい。

○委員長 前回の分については、当日その場所で資料を配布されたので、帰って良く見て、改めてこの部分について質問がしたいという事ですか。それでは事務局から説明をしていただきます。

○事務局 □△委員の趣旨が分からないままお答えさせていただきますが、前回の資料で配布させていただいている、役場庁舎の統合についての趣旨コンセプトを左側にずっと掲載していますのは、これまで町政懇談会等で配布した資料の経過をもう一回ご認識いただくために添付させていただいたもので、ここを議論していただくという事でスタートしたものではないと考えている。その点をご理解をいただきたい。

○委員 それは重々分っている。この資料の10頁、11頁までにおよぶ資料の質問がしたいということ。ただ今、□△委員さんから十分に審議したのではないかという声があったが、皆さんが統一に見解を持たれるのであれば、私がこれから質問することに答えていただけるのかなあと思う。私は第1回に何も申し上げていないので是非お願いしたい。

○委員長 その事について皆さん異議ありますか。無いようですので、□△委員からの質問をお受けします。

○委員 質問に入る前に一言申し上げたい。私は1月31日付けで太田町長から委嘱を受けた一人の検討委員会委員として、その付託に応えるために町長の趣旨説明の本旨であります、既に提案の町の案はひとつのたたき台とし、当初案にとらわれずに、ということを中心に、庁舎統合の検証を行うための、分庁、統合の是非も含め、繰り返しの質問もしますがお許しをお願いしたい。このことが与謝野町の将来にとりまして、どのような庁舎の形が望ましいのか、地域エゴを超えた大所高所からの幅広い意見交換を目指して、また意見を理解して、総合的な見地から検証し、委員会としての結論を出していくため質問を繰り返したいと思います。皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

先ず先ほど申し上げました一つ目の趣旨コンセプトの件ですが、総合計画を基本にされ、それからうんぬんとして、次の一点を一層明確に取り組むとしている。(1)の「町民の安心安全を守ることは最大の責務、その責務を遂行するためにふさわしい効率的な行政を確立する。」とした上で、一つ目の①に、「統一的な組織及び機能の確立と効率的な行政運営」と記述してあります。先ず1点目は、統一的な組織と機能の確立はということを指しているのか、具体的に説明を求めたいと思います。次の文言の効率的な行政運営とは、この点も含めて具体的に説明をお願いしたいと思う。

○事務局 □△委員のご質問ですが、今のようなご質問をこれからの議論の中で出させていただいて、それにいろんな方のご意見も出てくると思うが、そんな中で深めていただきたらと思っている。今のように入っていくと今日の予定の議論とは外れてくると思う。その辺を皆さんで整理していただきたい。このやり方で良いということであれば、そのように進めていきたいと考えますが。

○委員長

この資料は、ワーキングチームがされた町の案、たたき台のことも、そして町政懇談会の中で出た意見も含めて作成されているので、以後、これをひとつのたたき台として、議論・審議をしていくことになるかと先日私はそういうふうに申し上げています。コンセプトも大事なことでありますけれども、ここに書いてあるとおりでございますし、諮問されたこともはっきりしている。その中で、交付税だとか合併特例債だとか、そういうものを含めて総合的に勘案したいという事で、資料の提出を求めて、今日説明をしていただくという事になっています。途中でそういう事が沢山出てくるだろうとは思いますが、□△委員さんのご理解が求められましたら、レジュメどおりに会議を進めていきたいかがか。

○委員 ただ今の回答だが、こういった積み残しを残して前に進むという事は、以後の会議が先に行ったり後ろに行ったりします。したがって私の考えは一步ずつ一段ずつ皆さんのご理解をいただきながら進んでいくことが、昔のことわざどおり「急げばまわれ」となるが委員長どうか。

○委員長 あなたのご意見はそうかもしれないが、総合的な中で当然やっていかなければならないことで、前回の要望に応じて、事務局から説明をいただいて、またこの説明が済んだあとで審議するわけなのでその様にさせていただければありがたい。

○委員 ありがたいという問題ではない。与謝野町の将来がかかっている。私たちはこの大事な与謝野町の将来を託されて、こうして審議をさせていただいている。検証という言葉が入ってきているがどうやって検証していくのですか。委員の皆さんがいろんな意見を出して、その答えをいただいて、それを全ての人が、ああこうだったのかな、いいのかな、統合の方が良いのか、分庁の方が良いのか、という判断をされるのだと思う。そしたら、今の質問を除いていくという事は考えられない。もう少しの間聞いてもらったら分かる。ぜひともご理解をいただきたい。

○委員長 委員長としては、そういうことも含めて全体で審議、討議していくべきだと思うが、委員の申し入れですので委員のご意見をお伺いしたいと思う。

○委員 では1点目の質問は事務局が言われるので取り下げる。次の質問に入ります。②では「防災体制の強化につながる」と明記してあるが、私は理解できない。前者の取り組みの、どういった点が、どのように防災体制に関わって、どう強化につながっていくのか、その辺の所を先ずお尋ねしたい。

(2)「住民・地域・事業者・行政がお互いに汗を流し、町はそれに寄り添い応援する」となっています。そして、与謝野町流の町づくりをさらに前に進めるために、地域では、地域の共有型、情報の共有化や生活の利便性への取り組み、そして町営バス等の運行などとしております。そこで1点目に入るのですが、先ず情報の共有化、生活の利便性、町営バスの運行について確認をしておきたいと思えます。

○委員長 ちょっと待ってください。質疑という形で事務局とやり取りするのか、委員と協議・審議するのか、どういう形で今後していったらよいのか、委員長として迷う所である。

○委員 こういった質問は、委員の皆さんではおそらく審議もできないですしお答もできないと思う。事務局の方からお答をいただいて、そして今度は委員の皆さんに振って、この件はどうですかという事にしないと、一步一步前に進まないと思う。という意味で今質問をさせていただいている。

○委員長 会議の進め方にまた戻ってしまったのだが、前回と同じような行き戻りになってしまっている。前回も今日出してもらっている普通交付税だとか、合併特例債だとか、そういうことの状況が分らんと審議ができないということで、資料を出せということでありましたし、もちろん資料をその日に出してもらっても、即日返事は我々の考えはまとまらないということでもありました。しかし、

逐一、今のようにひとつずつ積み重ねるという事も大切だが、今それをやるのが良いのか、やはり一定の求められた説明を聞いていただいて改めてここに戻ってくるのが良いのか、その辺について、行ったり戻ったりという話にもなるが、その辺の整理について皆さん方のご意見をお伺いしたい。

○委員 前回の積み残しということで□△委員から話が出ていると思うが、これは決して積み残しではないと思う。町の今までの方針がここに羅列してあるものであり、町民からの質疑をもらわれたという部分もあります。その分も含めて全部我々がここで討議して、その良し悪しを検討するという事は非常に多岐にも亘りますし難しいのではないかと感じている。もちろん今後の討議の中では、当然部分的には出てくるでしょう。しかしながら最初にこれをやりますと、どっからどのように進めていくのかさっぱり見当がつかん状況になると思いますので、先ず町が提案されている部分について、行政の説明を受け、それを受けて我々がそれを細分化して、その部分部分において議題をつくって、それを討議していただくという過程をとっていかないと、最初に全体を見ていくことは非常に難しい。

○委員長 委員長として提案する。いろいろとご意見があるが、この前説明をいただいて、なおかつこういう部分が不足だといわれていますので、本日の提出された資料の説明をいただいて、十分とはいえないがそれぞれの理解の中で、たたき台というものを順次やっていかないと、折角委員さん方が要請された資料を本日説明してもらわないと、また次に説明をして、その部分は、部分で欠け落ちたまま前に進んでいかなければならないかもしれないが、本来に戻って議事に入りたいと思う。□△委員のご了解をお願いします。

○委員 それはおかしいと思う。これは1回目の委員会で提案されたものだ。1回目の提案の中で分からん部分の資料の提供をお願いしました。これがこないだ来た資料だ。ということは、我々は第1回目の説明をしっかりと聞いていない。だから今これを聞いて、進めないと、この委員さんたちだけで、この問題の解決に至りますか。

○委員長 私は話がちょっと違うと思う。この資料に加えてもう一つの資料を必要とするという事で提示を求められたものだ。だからその説明を聞いたうえで、これに入っても順序が逆になるとは思わない。

○委員 私は第1回目の資料の説明について質問をしている。これは資料に基づいてやっている。資料から外れていないと思う。

○委員長 お互いに協議していく中では意見の違うものが出てくると思うが、□△委員がおっしゃる事をやっていくために、この資料の説明が事前に必要だということで出してもらったのだから、その資料を先に説明してもらったって別に良いと思う。委員長として順番をそうしてもらいたい。

○委員 順番としてお世話になりたいと思うので、第1回目の質問がさせていただきたいと申しあげている。決して町からのたたき台と一歩も外れていない。

○委員長 前回これを説明していただいた中で、この資料が不足しているという事から出してもらったので、その資料説明を先に受けるという事だ。別にこれをほっといて審議するという事は言っていない。

○委員 そうでしたら、今日ご提案の説明を受けていただいた後で、この1回目の質疑に入っても良いわけですね。

○委員 □△委員の質問は当然だと思うが、前回の第1回については、町としては総合庁舎方式で諮問という形なので、ひとつはそれに対してのたたき台としての説明だったと思う。町としては分庁方式を1本化して総合庁舎方式にしたいということだ。前回資料のスケジュール表では、3期に分けて、

調査研究期間、庁舎の検討期間、そしてまとめということだった。スケジュール表の5月から9月の庁舎検討期間の中に、庁舎統合の必要性というのがあるので、その中でコンセプトがどうなのか、それに対する効率的な行政運営とは何なのかなどの説明をいただけたと思う。今回については、合併特例債とか普通交付税についての説明と調査という形にして、スケジュールに沿って委員長の言われる順番にしていくという事がよいと思う。

○委員長 前回も町長のお答としては、諮問は当然諮問で、私はそれに対しての答申を行ったら良いと申し上げた。委員さん方の質問の中で、いろんな形で討議してほしいという話があった。その中で普通交付税の問題とか財政見通しとか、合併特例債がどうなっているのか、それによっては考え方が違うという意見があったので、これを出していただいた。それも含めて総合的に理解をしていただいた上で、□△委員さんの言われる、一つずつ審議していく状況にすれば、財政状況のある程度理解しながら前に行けると考える。□△委員さんの方から提案があったので□△委員さんのご理解をお願いしたい。

○委員 納得はしない。□△委員さんの方から総合庁舎に向けて検討と言われているが、それはおいて、総合庁舎方式か、分庁舎方式かの検証だと思う。町長も検証してくださいと言われている。検討の内容について委員長が言われる今日の説明を聞いてから入ってくださいという事だったら承知する。

4. 議事

(1) 普通交付税・財政見通しについて

○事務局 事前配布している資料に一部間違った表記がありましたので、本日改めて机の上に配布していますのでこの資料に基づいて説明します。

(配布資料にて説明する)

○委員長 それでは10分間ほど休憩をはさみます。

<休憩> 14:45～14:55

○委員長 財政見通しの説明に限って質問をお願いします。

○委員 基金残高の、財政調整基金とか、減債基金とか、特定目的基金、合併特例基金の説明がぬけていたように思えるが説明をお願いしたい。

○事務局

説明の中では収支不足の場合は財政調整基金から繰り入れ、また逆に黒字の場合は財政調整基金に積み立てと申し上げました。平成31年を見ていただくと財政調整基金が0円になっている。上では収支が赤字となっており、財政調整基金を取り崩しながら財政運営をやっていく。財政調整基金が底をつくとも減債基金から取り崩すという考え方です。

財政調整基金というものは、収支不足を補うだとか、各年度の特殊事情等に対応できるように出来るだけ毎年基金に積み立てているものである。減債基金というのは、基本的には事業をするのに起債を発

行しますが、起債を発行しますと当然借金ですのでそれを返済していく必要がある。この返済が非常に大きくなると毎年度の財政を大きく圧迫していくことが考えられる。減債基金という基金に積み立てをして公債費に充てる性質のものである。

特定目的基金というのは、多くの基金があります。例えば地域福祉振興基金だとか、産業振興基金ですとか、いろんな事業目的によって積み立てをしている特定の目的に使うための基金である。その用途にあった積み立てをしているものである。

合併特例基金というものは、合併後10年間は新町の町づくりに必要だという事でルールに基づいて基金を創設し、ゆくゆくは新町の一体感に資するようなソフト事業に使っていくこととしている。10年間基金を積み立てることとしているが、基金の財源は合併特例債を活用している。

○委員 財政調整基金がなくなってしまうと、31年の収支不足は減債基金から調整する。それもなくなってくるとどうするのか。

○事務局 事業目的に使う予定の特定目的基金を活用することになる。

○委員 財政見通しがH23～31までであるが、H27年から赤になる。あくまでH23年度を基準にしているということで良いか。人口が予想以上に減ると、これもどんどん減ると考えて良いのか。

○事務局 人口見通しはこのシミュレーションには見込んでいない。例えば人口でその要因が考えられるのは税収である。歳入の方では税収が大きく考えられる。歳出の方では扶助費、社会保障費が考えられる。高齢化が進んだりすれば大きく左右される。見通しがなかなか見込めないのも横おきにした見通しとなっている。

○委員 合併してから5年経過しているが、合併から千数百人減っている。この率というか、減り方について町の方では想定していたのか。国の財政が厳しいが、国の財政状態も見越していると考えてよいか。

○事務局 見通しが難しいので横置きとしている。

○委員 ということは、これから上向きではなく、これ以上もっと下がるという方向性での考え方で討議していけば良いか。

○事務局

国の財政見通しに左右されるのが交付税だと思っている。交付税はいろんな項目で計算をしていくが基本的には横置きとしている。与謝野町が独自で算定をしているものである、事業をやって、起債を発行して、その償還に伴う交付税算入分は見込んでいるが、その他の経費については横置きにしている。委員が言われる、例えば、国の方で一つに費目をマイナスにするという事になれば、当然町への交付税算入もマイナスの要素が膨らんでくる。国が風邪を引けば市町村も風邪をひくといわれている通りだ。

○委員 歳出合計額が、23年から31年まであまり変わっていないが、人件費の考え方はどのようになっているのか。

○事務局 人件費は定員の適正化計画というものを作成し、これに基づいて行政改革大綱の中でも職員の退職に伴う補充を抑制していくという絵を描いている。それらに合わせながら、人件費については、全体での抑制をかけた試算としている。

ただ以前に3%の職員給与の抑制を2年間実施してきた経過があるが、そういった特殊事情的な政策的にしていく縮減は見込んでいない。

○委員 人件費は縮減されるという事だが、歳出額はほとんど横ばいだがどういう事なのか

○事務局 人件費が下がっても、他の支出が増えているため、相殺された中で横ばいという数字がた

またま出ている。

○委員 ということは、事業費が含まれている数字であり、人件費も含まれている数字であるという事か。

○事務局 そうです。

(2) 合併特例債について

○事務局

(別紙資料にて説明。)

○委員長 ただ今の説明に対して質問がありましたらお願いします。

○委員 合併特例債について、事業費の95%の中の70%が交付税算入か。全体の事業費としては66.5%となるという考え方で良いか。債権である地方債を引き受ける機関、市場はどこなのか。

○事務局

国であれば国債であるが、国債は金融機関を通じて一般の国民が購入することができる。

地方債は、主に政府資金と呼んでいるが国の資金であったり、縁故資金と呼んでいる地元の民間金融機関資金で調達している。

よその町では、国債と同じように市民も行政参画型の機会をつくるべきだという事で、市民公募債という制度を設けているところもある。与謝野町では制度を設けていないため、政府資金か縁故資金です。他に全国の自治体が出資している機構というのがある。昔は公社と呼んでいたが、概ねこの3つがある。

○委員 償還期間とか、何年間据え置きとか、一括とか、元利均等とか、利息とかはどうなのか。利息とかに交付税算入はあるのか。

○事務局 利子の方から説明すると交付税算入は全て元利償還金の、例えば合併特例債でしたら70%、辺地債でありましたら80%という計算になっている。元金償還額だけでなく利子償還額にも同じように交付税算入されます。

償還期間や据え置き期間は基本的には物件、例えば学校建設とか道路整備とかよって違う。縁故債でしたら貸す方側と借りる方側との入札条件で行っている。地域の金融機関に何億のものを何年間の借り入れをした場合金利を幾らにさせていただけるかという照会をして、最低の率を入れていただいた金融機関と契約をして借り入れをしている。

例えば、合併特例債でしたら10年と15年で償還が終わる設定で借り入れしている。水道事業、下水事業は、国の資金がほとんどなので、これについては30年間償還とか一定のルールがある。5年据え置きの30年間償還。

○委員 償還時期にあわせて国の交付税がその年度に加味されるのか

○事務局 そのとおり。交付税算定により試算している。

○委員 借入利率はだいたい何%か。

○事務局 10年債は1%前後、15年債は1.2%前後くらいです。

○委員 合併特例債は、建設事業費、公共工事の建設事業でしか使えない。ソフト事業には使えないということでしょうか

○事務局 そのとおり。ただ合併特例債の基金分の方は、新町のまちづくりに資するソフト事業という扱いになっている。

○委員 例えば、ソフト事業とは何か

○事務局 昨年行った大名行列とかである。ああいったものである。

○委員 辺地債について、平成18年合併以来、与謝野町の辺地について説明があった。合併5年が経過した中で、いろんな辺地債を利用しているの工事が進められているが、十分ご存知の方がおられると思うが今一度一緒に勉強をしていきたい。

今回の本庁舎統合の提案によりまして、本庁の位置が、中心地から5キロ以内の地域の要件が、公共施設の統合整備によって辺地基準の点数が100点を下回ると辺地地域から外れます。

確認したいが、辺地の対象から外れると当然辺地債を発行することはできないと思うが間違いないか。

○事務局 辺地債の発行基準から外れると、辺地債を借り入れできない。

○委員 地域の中心というのは、総務省令で定められているが、当該地域内において地方税法411条の規定に基づくわけですが、固定資産台帳に登録された宅地、1坪、つまり3.3㎡の価格が、最高の価格である地点とすると定めてある。

一步引いて辺地対策事業債は、充当率は100%である。したがって元利償還金の80%が交付税として返ってくるという事は、先の説明の通りだ。有利な合併特例債でも、なお比較にならないほどの還元率だと思っている。ちなみに先ほど述べました合併特例債、充当率は対象事業費の95%、一般財源が5%、元利償還金の70%が後年度の交付税で還元されるのであるが、そこでもう一度繰り返し皆さんに理解を求めたいと思う。

前者の辺地対策事業は事業費の該当率100%、その上で80%が交付税に算入されます。一方有利な借金といわれる後者の合併特例債は、対象となる事業、全部じゃないですね、充当率95%、一般財源から持ち出される金額は5%です。その上、元利償還金の70%が交付税算入となっている。

辺地債の根拠法は「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律」であります。この指定要件及び基準であります。まず1点目は辺地であること、辺地であるという事は、地域の中心を含む5キロ平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口を有すること、辺地点数が100点以上であること。2つ目には総合整備計画を作成して、そして総務大臣に提出することとなっている。その該当する内容につきましては、林道及び農道、これは常時公共の用に供するものであります。二つ目は住民の交通の便に供するための自動車、3つ目が公立の小中高の教員住宅、また学校給食に必要な施設、4つ目が公民館診療所及び児童館、都市健康センター等々があり、他にも2、3か所の要件を満たすものがあるが、ここで長々と質問を繰り返しているかといいますと、2月15日付けの配布資料のうち4、5頁にもう一つの地方債として辺地対策事業のイメージ図を見せていただきました。そこで、与謝野町には加悦地域と野田川地域に、11地域が指定されている。加悦地域には、加悦奥辺地、奥滝辺地、平林辺地、山河辺地、峠辺地、温江上辺地、香河辺地、野田川地域には岩屋西部辺地、大宮辺地、堂谷辺地、川上辺地の4地域である。また合併後の辺地事業債を活用した事業、主な事業が抜粋して掲載してある。町道明石香河線改良工事、冷凍米飯施設整備事業、これは香河辺地です。町道岩屋川線改良工事、これは岩屋西部辺地です。有機物供給施設整備事業、これ

は加悦奥辺地です。林道大田和線整備事業、これは奥滝辺地です。食と健康の拠点整備事業は平林辺地、農業集落排水施設整備事業は温江上辺地です。こういった7事業を掲載されていますが、他にも記載されていない事業もあるわけです。いずれにしても23年度終了時点での辺地債発行見込み額は、7億9,910万円、この巨額が投資され、そのうち約6億3千万円の交付税算入がある計算が成り立ち、これによって地域の活性化に大きく寄与されていると考えている。

そこで質問に入りますが、最初に、ただいま申し上げていたことに間違いがあっては申し訳ないので確認をしたい。

○事務局 間違いはない。

○委員 算出表を見ないとわからないが、該当する地域の事業計画、要所、箇所、物件等に甚大な衝撃が走ると思いますが、現在計画中也含めて事業費の試算額を明示してほしいと思っていたが、23年度終了までしていただいているので良い。

質問を変えるが、辺地指定を外れると、外れても今後も地域自治体の辺地条件は存続すると思うが、交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件が満たされるまで、与謝野町はすべての生活環境の整備を図られるのか。

○事務局 質問の趣旨がわからない。

○委員 □△委員が長々と一人でやってもらうとかなわない。

○委員 次の質問に移る。他の地域と比較して住民の生活水準が、という事は説明をいただきました。辺りな地域の格差是正を図るわけだが、その指定要件に満たなかった100点以下の地域、本庁舎が仮に加悦地域に来た場合、どの地域が辺地指定から外されるのが何地域あるのか。

○事務局 今のご質問は、本庁舎が岩滝庁舎にあるが、仮に加悦庁舎が本庁舎になった場合に、11地域から何地域が辺地対象から外れるのかという質問だと思う。あくまでも試算であるが、3地域がはずれるという見込みを出している。1つ目は温江上辺地、2つ目は山河辺地、3つ目は岩屋西部辺地、この3つが対象から外れる見込みをしている。

○委員 温江上、山河、岩屋西部ですね。ここで行われた事業は先ほどの通りだが、本庁舎が加悦と仮定した場合に3地域の事業費が大きく支障となると思うが、今後においての計画等は出てきているのか。

○事務局 現在実施していく分については議会に総合整備計画の議案として提出している。水道整備等は上がっているが、個々の要望について実施していくか等の判断に苦しむものはあげていない。

○委員 先ほど申し上げた地域の中心地「総務省令で定めている中心は、当該地域内において、地方税法第411条の規定にもとづき固定資産課税台帳に登録された宅地の1坪、3.3㎡当たりの価格が最高の価格である地点とする。」となっているがどこか。

○事務局 それぞれの辺地地域の中心地は異なる。最高の価格である地点が中心地なので全部違います。

○委員 与謝野町の、加悦地域の宅地の価格、野田川地域の価格、岩滝地域の価格、中心地の、どのようになっているのか。

○事務局 宅地の価格は手元に資料がないので分からない。質問内容が辺地関係と違うと思う。それぞれの辺地の中心は価格の高い所、他と比較するものではない。

○委員 加悦に庁舎がいった場合に、新たに辺地指定される地域。野田川庁舎に行った場合に、辺地地域が外される地域、新たに指定される地域はあるのか。

○事務局 どちらも無い。距離だけの位置だけではなしに、一定のエリアとか、50人以上の規模と

か、詳細な要素を加味して地域決定している。辺地地域の制度が活用できる地域がなかったということです。

○委員 23年度末見込額が約8億円だが、外れる3地域は何億円使っているのかわかりますか。

○事務局 集計としては、23年度は現在動いているのでわからないが、合併から22年度までの額としてなら資料がありますのでそれでご覧ください。

辺地債の発行総額は6億2,640万円。その内訳として外れる3地域でいうと、温江上辺地につきましては、農業集落排水事業として9,870万円を発行させていただいている。山河辺地地域につきましては、農道整備として80万円発行しています。以上が加悦地域です。岩屋西部辺地につきましては、町道岩屋川線改良事業として1億5,710万円。岩屋の簡易水道施設に10万円を発行しています。

○委員 6億2千万円のうち、2億5,660千万円がなくなるということか。

○事務局 今後とも同額の事業量があると仮定するならば無くなるという事です。

○委員 今後あるかどうかわからないが、あると仮定するならば財政的にはかなり大きい物ですね。

○事務局 参考までに申し上げますと、温江上の農業集落排水施設で9,870万円と申し上げましたが、この集落排水事業は完了しています。岩屋西部の町道岩屋川線の改良事業も終盤にきています。いいかえれば、それらの事業は辺地債の活用によって有利に出来上がったということと言えます。

○委員 合併特例債は大変有利な借入金という事であり償還期間も長いという事だが、あくまで借りたら返さなければならない借金である。当初加悦庁舎に持っていきたいという事で検討委員会を立ち上げる前に、ワーキンググループ等で合併特例債の対象となる10年間までに、加悦庁舎の方に持っていくという事で話が出ていた。

この前の国からの発表でも合併特例債が5年延長という事があって、はっきりと決定はしていないが、急いで庁舎を統合して加悦に持っていくという事は借金も増えるという事です。職員の皆さんがひとつになって仕事ができるのは良いと思うが、その裏に町民の皆さんの心の気持ち、行政への信頼性というものが出てくると思う。既に合併してから2年後からこのグループを立ち上げた時に、そういった今後3町を良い町にしていくため、そういった住民の声を十分検討されてきたのか。

多分、特に、岩滝地域においてはしこりも残っていきますし、そういった意味で、幸いなことに合併特例債の期間が5年間延びることになれば、時間が延びるという事になる。この前の会議では、おおむね1年で検討していこうという事になっていますが、もっともっと日数をかけてやっていくのが良いと個人的に思う。

○委員長 後ほどその件については十分に審議していただきたらと思う。合併特例債並びに辺地債の質疑についてお願いしたい。

○委員 交付税の一本化は決まっているのか。合併特例債の延長があっても一本化は延長されないのか

○事務局 良く間違いがちですが、合併特例債と交付税措置とは別物です。交付税措置は変わらない。

○委員 財政的には厳しいということは変わらないですね。

○事務局 合併特例債が活用できる年限が5年間延びるだけで、交付税措置は28年度からだんだん縮減される。

○委員 合併特例債はあと5年後に終わるが、どの時点で、実行していなくても使えるとか、その際はどこか。

○事務局 27年度が最終年度となるので、その年度が際となる。仮に事業が繰越しする場合で、2

7年度でその協議が整っているものに対しては28年度に借り入れができる。基金の方は単年度なので27年度で打ち切りです。

○委員長 交付税措置は27年度で終了し段階的縮減となる。合併特例債はもし延長が決定されれば、借入限度額は変わらないが借入が延長となる。

その他の議事について事務局からあるか。

○事務局 議事の中のその他はない。

○委員長 議事については終了する。それでは□△委員から先ほど逐一質問があったが、本日はこれで終わりにするか、続けるのか、お計りしたい。

○委員 先ほど□△委員が後に回して聞きたいといわれていた。お聞きしておかないとだめではないか。

○委員 後に回すと申し上げたが、1時間やそこらではすまない。ある一定の所で閉じて、また新たな気持ちで取り組んでもらわないと、あればっかりしゃべっているといわれても辛いので、委員長に交通整理を任せる。

○委員 今日は閉会でお願いしたい。

○委員長 今日の議題については閉じさせていただく。次回の議題もある、□△委員さんからの発言もある。次回はどのようにするか皆さんのご意見を願います。

○委員 第1回資料の聞きたいところを皆さんでチェックしてほしい。

○委員長 第1回の資料にある「町の案（たたき台）」について審議をすることにしたいと思うがよいか。

○事務局 確認したい。第3回の議事内容ですが、第1回の資料に基づいて意見交換をしていただくということでよいか。特に資料の準備は必要ないか。

○委員長 他に資料の請求があるようでしたら発言を。第1回目会議資料は委員の皆さんは次回お持ちください。

○委員 次回ということではないが、今後話を進めていくにあたり、住民と職員に対する総合庁舎のメリット・デメリット、分庁舎のメリット・デメリット、そんなアンケートを取ってほしい。この場で議論していく中で、そのデータを見ながら議論していった方がよいと思う。

また、合併特例債が27年度に打ちきりになるという話だったが、合併特例債を使うに当たって延長になれば、統合を27年にしなければならないという話にはならないことになる。27年から5年後の人口とか職員の数とかのシミュレーションによっては、例えば加悦に3億8千500万円を使わなくてはならないものが、もしかしたら3億円で済むという可能性もある。今お持ちのデータ、シミュレーションを更に5年後のデータ、シミュレーションも必要と考える。次回にはということではないが準備をしておいてほしい。

○事務局 後段の、職員数のシミュレーションについては、次回までにはお約束できないが、今後10年間くらいはグラフ化するなりして可能だと思う。考え方としては、個人の年齢から退職年が分りますので、そのどれだけ採用していくかということ盛り込むということになる。

前段の住民の皆さんと職員へのアンケートの件ですが、簡単に考えがちですが、こういう議論をしてきた中で、特に住民の皆さんへのアンケートを取っていくことが本当に良いことか、若干慎重に考えている。住民の皆さんの議論が深まらないままに直接アンケートを行って数字が出てくることになると、この委員会の設置目的として、いろんな大所高所から考えをしていただくという事が先に数字が先行して出てくると議論に差し支えも出てくる恐れも思っている。

ただ単にアンケートを取るにしても、どのような内容で行うかについて、議論のまきおこるところでもある。したがって住民の皆さんへのアンケートというものはもう少し慎重に考えていくべきだと思っている。住民の皆さんにアンケートを取らないのであれば職員へのアンケートだけを取ることもできないと思う。もう少し議論をしていただきたい。

○委員 悩ましいだろうなあと思う。多数派がどうかではなくて、将来的に統合するにあたって支所機能がどのようにあるべきだとか、分庁舎をもう少し続けていくのであればどのように改善するのかなど、メリット・デメリットを集めることについて行政のやり方についてもヒントがあると思う。数字となって出てくると確におっしゃる通りだと思う。議論していただいたら良いと思う。

○委員長 次回の日程を決めたい。

○事務局 2月27日から3月の定例会が始まりまして、閉会が3月28日です。候補としては、3月30日、4月の4、5、6日あたりと考えている。月末のごとびは避けるとしたら、6日あたりではどうか。

○委員長 日程集約後、4月4日（水）で。13：30～、場所は後ほど連絡する。

○副委員長 皆さん御苦労さまでした。皆さんの気持ちは与謝野町を良くしていきたいと思っておられると考えていますが、しっかり議論し検証していきたいと思います。